

建設キャリアアップシステムの取組みの現状について

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる仕組み
- これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等



【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入等

【現場情報】

- ・現場名
- ・工事の内容
- ・施工体制 等

カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

就業履歴を蓄積

技能レベルのステップアップ



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)

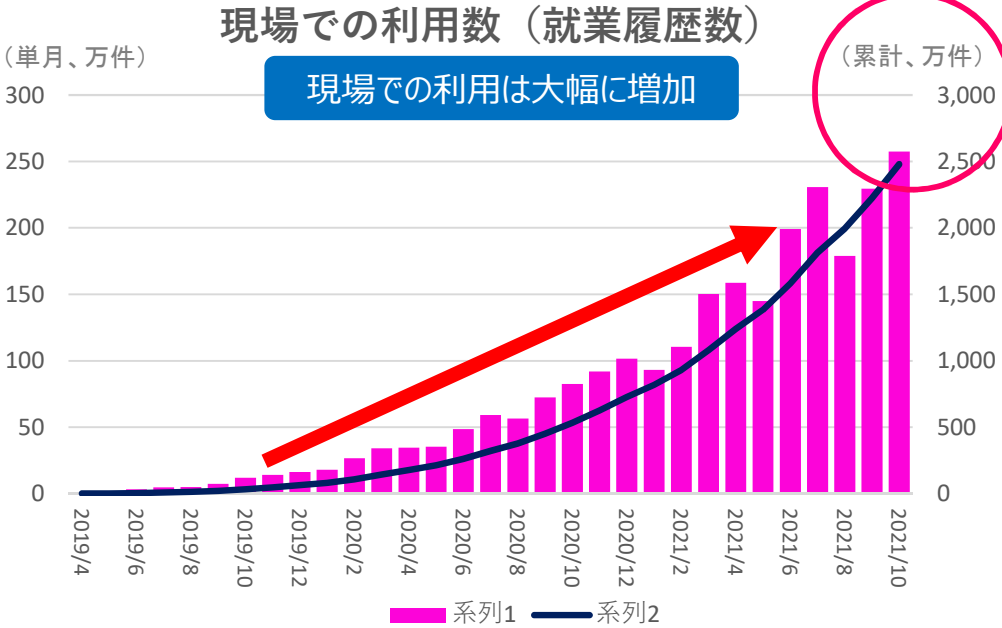
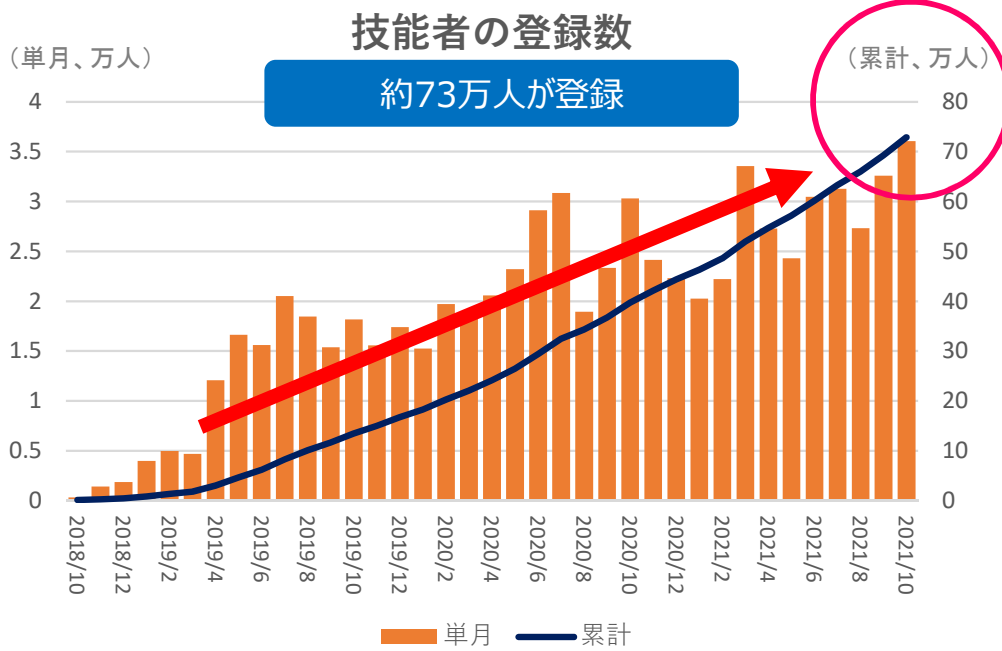
→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要¹

- 技能者は**約73万人**が登録済み
(今年度内に80万人に達するペースで増加。技能者の4人に1人が利用する水準)
- **現場での利用数※**は**大幅に増加**
(※就業履歴数。直近で月・約260万回 (令和3年10月実績))
- **事業者の登録は約14万事業者※**が登録
(※うち一人親方は約4万事業者)

【参考】

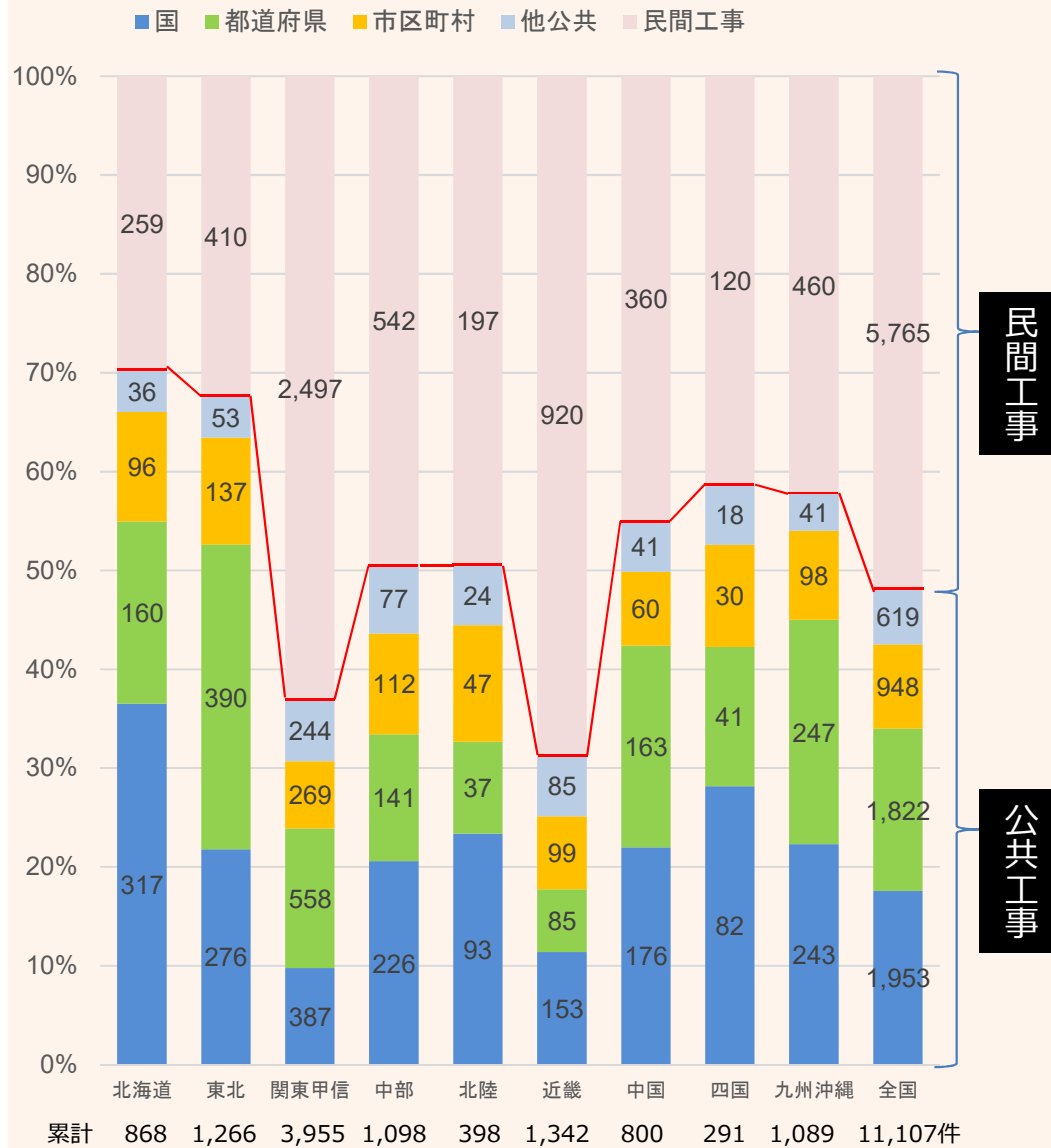
	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	728,539 人	3,180,000人	144,322社	200,279 社

(注) 技能者登録、事業者登録数はR3.10末時点。
技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より国土交通省推計。
工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より



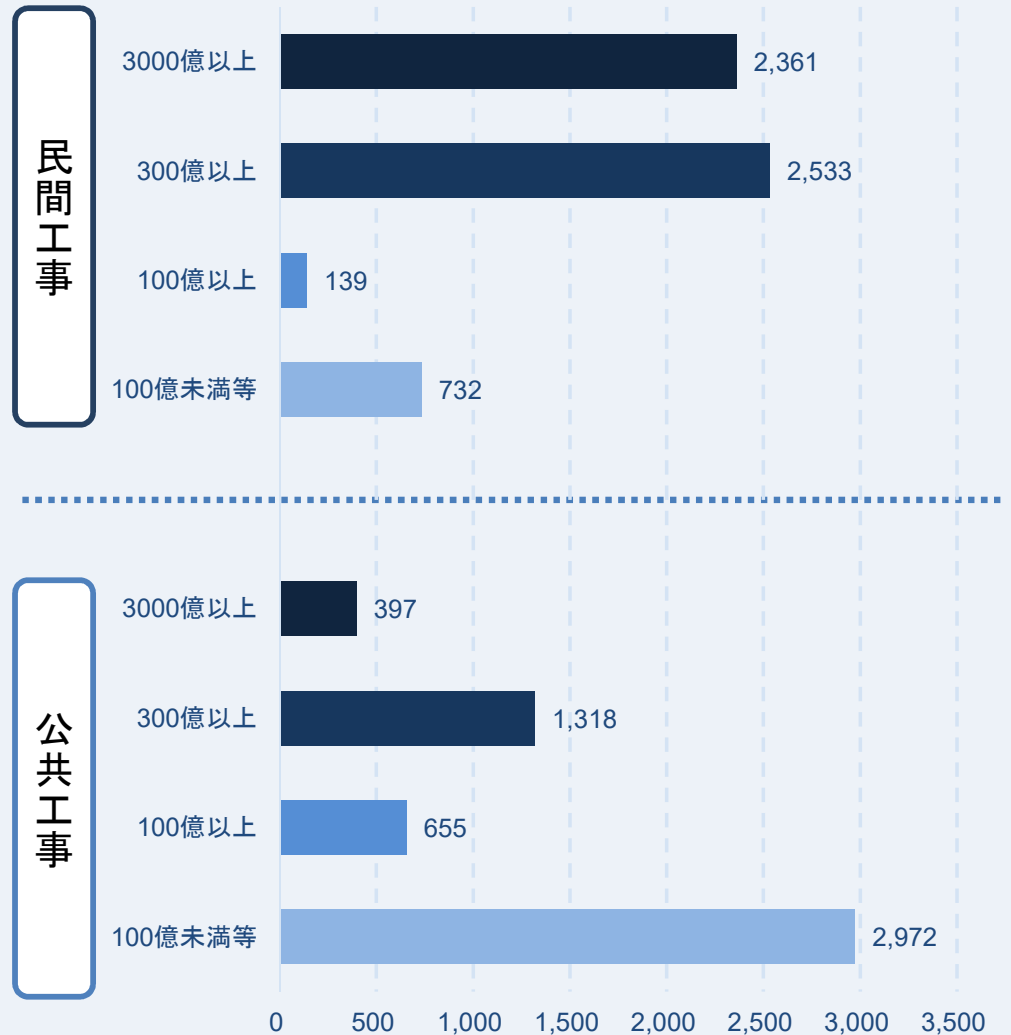
CCUS現場登録の状況（4－9月実績）

発注者別の年度登録現場数（ブロック別）



事業者完工高規模別の年度登録現場数

（参考）建設投資額見通し 公共：22.2兆円 民間：32.8兆円
国土交通省「令和2年度建設投資見通し（実質値）」



- ※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、2,461現場が登録
- ※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、年度累積（2021年4月～2021年9月）を集計
- ※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経審情報を連携させられない先（＝完工高不明先）も含まれている。
- ※ 地方区分は地方整備局に準じた。

出典：建設業振興基金より、国土交通省調べ

CCUS 利用者から寄せられた声①

○ CCUSを導入して半年になります。取りかかりこそ難航しましたが、慣れてしまえば特に問題ありません。カードリーダーによる就業履歴の確認や、作業員名簿、資格証の確認に役立っています。自分の経験を客観的に証明できるようになることは嬉しいし、将来の安定に繋がります。



40代・男性

○CCUSはいわば技能者個人の履歴書です。自動的に個人の経歴書が蓄積され、どの現場に入場したかの記録が残るのは画期的なことだと思います。これまでは、会社を途中で辞めると、転職先で正しい職歴を確認するのに非常に手間がかかることになっていましたが、CCUSによってキャリアの積み重ねが出来るようになると思います。

30代・男性

○採用時に技能者の経歴や技術を証明することで、雇用する労働者の技能レベルを客観的に把握でき、自社に合った人材を確保しやすくなります。
○また、CCUSを使うことで、現場の書類作成や管理業務の労力と時間を大幅に削減することが可能です。システム内で建退共関係の業務や社会保険加入状況といった複雑な業務も簡略化できます。



20代・男性

○私は元請の施工管理技士として働いています。現場の新規入場者の社会保険や雇用状況の確認は、現状、保険証の写しなど多くの書類で行っています。作業員の資格も、事前に下請業者から書類提出を求めて確認します。建築の現場、特に新築工事では、多くの工種の作業員が入場するので大変です。(これまでは、)何百枚もの紙一枚一枚を確認して行っていますが、CCUSを使えば技能者の保有資格や社会保険加入が一目瞭然で迅速に把握でき、正確です。ペーパーレス化にも繋がります。
○誰がどこで就業したか各事業者が記録することも不要になります。元請として建退共証紙を交付する際、各業者から提出された出面確認をしますが、誤りもあります。これもシステムの導入により正確なものとなると期待できます。膨大な業者数と作業員を管理する上で多大な業務の効率化になるといえるでしょう。

30代・男性

○技能者の資格の保有状況や社会保険加入状況を簡単に確認できることは、現場管理の効率化になり、事業者の業務負担の軽減につながります。



20代・男性

○CCUSは、蓄積されたデータを実績として見ることができ、また、実績評価を色別で示されることでカードでも分かりやすくなっている点が良いと思います。カードのレベルアップと色別に識別されることで個人のステータスが分かって、職人の仕事への意欲が増すことに繋がります。

20代・男性

○現場管理者のメリットとして、社会保険加入等の確認や事務作業の効率化になります。CCUSの登録だけで確認作業が容易です。
○地元の業者ならば会社の特徴や施工能力を把握することは難しくないですが、他県の業者や新たな業者を選定する場合は、そうとは限りません。一社に絞って確定するのならいいですが、実際は複数業者から見積りを取るの、決める側・決められる側とも書類整理に追われてしまいます。



20代・男性

CCUS 利用者から寄せられた声②

○現場管理者側からすると大変良いものだと思います。CCUSを活用すれば、下請の職人さんの実績評価がわかって、やる気がない人材の判別基準にもなります。個人的な意見ですが、(やる気がない＝安全意識も低い)という認識につながるので、各企業の技能者登録がすぐにわかるのは非常に助かります。特に、初めて取引する企業に対しては、安心感がもてます。いちいち安全書類の提出をお願いし、社会保険の加入状況などを聞く手間がなくなり、施工体制台帳の作成補助にもなります。



40代・男性

20代・男性



○若年労働者が建設業から去る理由の一つに「職業意識が低い」があります。CCUSはこの「職業意識が低い」に絶大な効果を発揮すると思います。各個人の能力を視覚化できるキャリアアップカードの存在が大きいと思います。

○施工体制台帳や作業員名簿は、まとめるまでに、各業者から書類を送ってもらってもらう必要があり、手間と時間のかかる業務です。CCUSはこのような作業を減らすことができるシステムなので、現場に導入したいです。



20代・男性

○CCUSを使うことによって、社会保険の加入状況や、技術者の資格の確認が容易になり、元請業者が紙で安全書類を受け取って確認する時間を低減できます。会社が実際に工事した経歴が一目瞭然で、初めて契約する会社の実績や技術者情報が分かるから安心して契約できるようになります。現場への入場記録が明確になるので、賃金支払いや建退共証紙の出面管理と交付時の確認に要する時間も削減できます。

○現状のままを維持しようとする会社や、どんどん新しいことに挑戦しようとする会社、いろいろあると思いますが、将来のことを考えれば、建設キャリアアップシステムは必要なものだと思います。

20代・男性



○何よりも、客観的な視点で正当な評価が行われれば、労働者のモチベーションにつながります。自分の経験や技能が評価されることで、少しでも技術やスキルを磨こうという気概が生まれ、キャリアアップの目標になることも期待されます。

○採用する側としても、労働者の経歴や技術を参照することで、自社に合った人材を確保しやすくなります。優秀な人材が確保できれば、取引先からの信頼性が高まり、受注機会の拡大も期待できます。事前に求職者の能力を把握できれば、適正な処遇・待遇が可能です。



40代・男性

○建設業界について、いつも感じていたことがあります。それは、「職人さんは自身の経験、技量に見合うだけの賃金を稼げているのだろうか」ということです。建設現場には様々な人がいて、様々な経歴を持っています。30年以上、職人一筋でやってきた人間と、初めて2～3年という人間がひとくりに「一人工」と表現されて良いのでしょうか。

40代・男性



- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【一般土木(WTO対象工事等)】

○ CCUS義務化モデル工事

(全国で21件(R2年度契約))

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○ CCUS活用推奨モデル工事

(全国で39件(R2年度契約))

○地元業界の理解がある22都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨営繕工事

(全国で9件(R2年度契約))

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

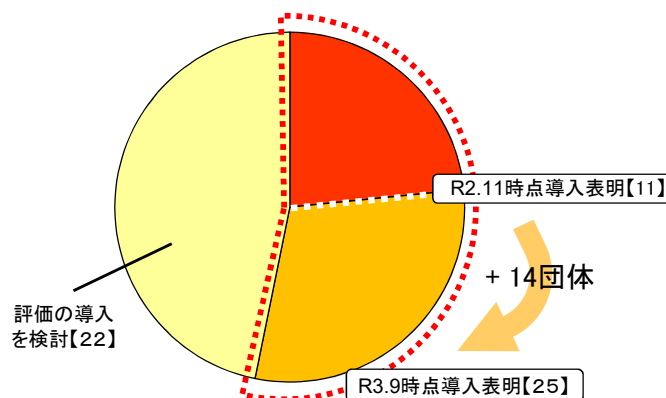
(全国で13件(R2年度契約))

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○25県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施(3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

○UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)

○水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

○NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**23都府県で実施予定（他に5協会が検討中）**
- 都道府県発注工事は、**25県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明**
広がりをさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		△	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	△
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	●◎	兵庫県	●	◎(予定) ○(予定)
秋田県		△	奈良県	●	△
山形県		△	和歌山県		○(予定)
福島県	●	◎	鳥取県		△
茨城県		●(予定)	島根県	●	△
栃木県	●	◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎	広島県		◎
埼玉県	●	●(予定)	山口県	●	●(予定)
千葉県		△	徳島県		○
東京都	●	△	香川県	○	△
神奈川県		△	愛媛県		△
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県		○	佐賀県	○	△
福井県	●	●○	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		△
長野県	●	◎、○(予定)	大分県		△
岐阜県	●	●○	宮崎県	●	●◎○
静岡県	●	◎○	鹿児島県	●	●
愛知県	●	△	沖縄県	●	●(予定)
三重県	○	●			

＜直轄Cランク工事＞
● 都道府県建設業協会が賛同
○ 協会において検討中
※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

＜都道府県工事での評価＞
● モデル工事等工事評定での加点
◎ 総合評価における加点
○ 入札参加資格での加点
△ 検討中
※赤字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

国土交通省調べ 等

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況 (R3.9.29 現在)

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式（一部類型を除く）の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況 (R3.11.11 現在)

●モデル工事等工事評定での加点：岡山市など
◎総合評価における加点：仙台市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市など
○入札参加資格での加点：千葉市、相模原市、郡山市など

-
- The diagram illustrates the process of automatic payment of unemployment benefits. At the top, a box labeled '公共発注者' (Public Commissioning Party) sends '掛金収納書の提出等' (Submission of contribution collection documents, etc.) to a central blue box labeled '元請' (Main Contractor). The '元請' box also sends '積算に反映' (Reflection in accumulation) back to the '公共発注者'. Below the '元請' box, a laptop icon is shown. To the left, a red box labeled '建退共電子申請専用サイト' (Special site for electronic application for construction and retirement insurance) is connected to the '元請' box. Below this, a green box labeled '勤労者退職金共済機構' (Laborer's Retirement Savings Institution) has a large green arrow pointing down to the text '電子ポータルに基づき自動的に掛金が充当され、退職時に給付(証紙貼付不要)' (Based on the electronic portal, contributions are automatically made, and benefits are paid at retirement (no need to paste certificate)). To the right of the '元請' box, a database icon labeled '就業履歴が蓄積' (Accumulation of employment history) is connected to the '元請' box. Below the database, a box labeled '各共済契約者が就業実績データをCCUSから取り込み' (Each insurance contract holder collects employment performance data from CCUS) is shown. Below the database, a box labeled '全ての下請(共済契約者)' (All subcontractors (insurance contract holders)) is connected to the '元請' box. At the bottom, three yellow ovals labeled '労働者' (Worker) are shown. One worker is connected to a box labeled '毎日カードタッチ' (Daily card touch), which is connected to a box labeled '建設 太郎' (Construction Taro). Another worker is connected to the '毎日カードタッチ' box. A third worker is connected to the '毎日カードタッチ' box.

建退共・電子申請方式 利用者の声



沖縄県
地域中堅ゼネコン

「まだ利用し始めたばかりだが、思っていたよりも難しくない。操作も、簡易マニュアルボタンのお陰でスムーズに出来ている。証紙の管理がなくなって、枚数を確認しながら証紙を貼り付ける作業がなくなったのでとても楽になった。」



北海道
下請専門工事業者

「就労実績報告作成ツールは、被共済者を登録しておくことで、被共済者の氏名・手帳番号等の入力手間を省ける。就労実績報告作成ツールのみでも一般的に広がれば入力手間は大幅に減ると思う。」



山形県
地域中堅ゼネコン

「証紙を貼ったり、手帳をコピーする手間が省けたので楽になった。証紙を購入するために銀行へ行く手間や、証紙購入のために記入していた掛金収納書も書かなくなったので全体的に建退共事務が楽になった。購入代金の支払いもインターネットバンキングですることができ、掛金収納書も印字できるのでそこもいい点だと思う。下請へ工事情報を渡す時も、下請から就労報告もらう時もメールでのやりとりだけになったので楽。様式も簡単に印刷できるのでいい。」



神奈川県
下請専門工事業者

「就労実績報告作成ツールは、1度操作を覚えれば、とても便利で使いやすいと思う。電子申請専用サイトは、証紙の購入、貼付をしなくて良いので大変便利。」



長野県
下請専門工事業者

「簡易的なヘルプがHPですぐに見られるのは助かる。これまで半日近くかかっていたような証紙貼り等の作業が大きく省かれ、楽になった。」



山梨県
地域中堅ゼネコン

「電子申請専用サイトは複雑な作業もないので分かりやすい。証紙を一枚一枚貼付していた時と比べるとはるかに作業効率が上がり、楽になった。確実に就労者本人へ払い出しを出来る所が良い。」



愛知県
下請専門工事業者

「毎月、必要数のみをその場で購入することができるため、貯藏品(証紙)を持つ必要がなくありがたい。証紙の貼付は生産性のない作業だったため、簡略化できありがたい。」



奈良県
地域中堅ゼネコン

「大変便利、よく使っている。作業員等のデータなども蓄積されていくので、助かっている。電子申請専用サイトは、使い始めたばかりだが、便利に使える。工事別業者別一覧は様式としてでるので、集計も一目瞭然なので、使いこなせば大変便利になると思う。周知してくれている業者もいて、建退共事務の簡素化ができると思う。」



静岡県
地域中堅ゼネコン

「下請も電子申請方式になって順調に進んでいる。」



新潟県
地域中堅ゼネコン

「自社工事分として手帳保持者全員分を一度に処理できて、証紙貼り付け・押印・手帳更新作業が無くなりとても楽になった。最初は電子申請も時間がかかったが、慣れればとても便利だと思う。」



山口県
下請専門工事業者

「紙の貼り付け、購入枚数などの管理は、とても煩雑なので、この形は、とてもよい。早く変えてほしかった。銀行へ行くことや、証紙の貼り付け、手帳の更新は、大変なので、電子記録媒体でやるのは、絶対に必要だと思う。」

 電子申請方式はCCUSとセットでないと使えないのですか？

- 電子申請方式だけで利用ができます。
元請企業が現場ごとに、電子申請方式か、証紙方式かを選択して実施していただくことになります。
- さらにCCUSを活用して、CCUS上の就業履歴情報を取り込めば(CSV連携)、効率的・正確に行っていただけます。

 証紙と電子申請方式の電子ポイントが混在すると処理が煩雑にならないか心配です。

- 電子申請方式を利用するかどうかは、元請が現場ごとに実施することになりますので、**同一現場での混在は生じません。**

 電子申請方式を使用する場合、工事現場で従事する下請企業と技能者全員がポイントの対象となるよう登録しなければならず、煩雑に思えます。

- 電子申請方式の利用のための申請は、概ね1週間程度で手続きが完了します。建退共ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、建退共支部へ提出していただくことになります。
- また、初期設定を行えば、毎月の作業は簡単ですので、作業の手間を省くことができます。**1度登録すれば、他の工事でも電子ポイントで処理できます。**

 電子申請方式では、技能者が自分で蓄積状況を確認するのが手間にならないでしょうか？

- 技能者がご自身でも建退共あてに掛金の蓄積状況の情報提供を求めていることが可能です。申出から約2週間程度で掛金納付状況を記載したはがきが発送されます。

※電話で建退共本部へ発行依頼するか、建退共HPより「掛金納付状況通知の発行依頼」をダウンロードして必要事項を記入のうえ建退共本部へ郵送、FAXまたはメールで送付してください。
FAX(03-6731-2895)、メール(kt-po-payment@tais yokukin.jp)

 電子申請方式では、就労実績報告作成ツールの作成作業をそれぞれの下請企業が自分で行わねばならないのでしょうか。元請や1次下請が代行できると助かるのですが。

- 電子申請方式でも、証紙の場合と同様に、就労実績報告作成ツールで元請企業や1次下請企業が代行して処理を行うことが可能です。

(なお、CCUSと連携させる場合は、現在は、CCUSからの就業履歴の取込みは各下請が自ら行う必要があります。これについては令和4年度から改善する予定ですので、まずは電子申請方式のみの活用を進めていただくのもおすすめです)

 就労実績報告書の作成が煩雑に感じられてしまいます。

- 被共済者の登録などの初期設定が必要にはなりますが、**紙の印刷・郵送の手間の軽減や証紙の管理が不要となるなど、事務処理が非常に簡便になると思います。**利用者の声でもそのような声が寄せられています。



技能者にとっては、証紙(手帳)と電子ポイント両方を持つことになるので、退職金掛金の管理が煩雑にならないか心配です。



- 電子申請方式の電子ポイントと、証紙(手帳)を両方もっていただくこととなりますが、**退職時には両者を合算して退職金が給付されるので、管理面の心配はありません。**
- また、共済手帳の更新について、証紙貼付欄が250日分満了となったときだけでなく、満了とならなくても2年ごとに更新できる定期更新の手続が新たに設けられました。更新により、それまでの証紙分と電子申請分の掛金納付実績が手帳の表紙に表示され、確認することができます。



同一現場で、CCUS登録済みの技能者と、CCUSに未登録の技能者が混在すると、かえって確認の手間が増える心配があります。



- CCUS連携を活用いただく場合、当該工事の現場で従事する技能者の技能者登録がなされていることが推奨されます。
- 一方で、**①比較的規模が大きい現場で、現場に従事する技能者のCCUS登録を進めやすい場合、②1次下請企業などが処理する場合で、自社の下位の施工体系に属する下請企業の技能者の登録が完了している場合に、CCUS連携を活用して便利だという声をいただいています。**



1日で複数の現場で仕事をした場合はどうするのか？



- 1日で複数の現場で仕事をした場合でも、**雇用主が同じ場合は1日分の掛金です。どの元請に対して報告するかは、雇用主がツールを利用して5号様式(被共済者就労状況報告書)を修正し報告してください。**



CCUS技能者であっても、就業履歴の蓄積が不徹底だと、再度確認の手間が増えて不便にならないか心配です。



- CCUS連携のメリットを感じていただくには、当該工事について技能者の履歴蓄積が徹底されていることが望めます。
- 元請事業者などにおいて、日々の朝礼での周知や現場の掲示による周知など、日々の就業履歴の蓄積が確実になされるよう周知徹底していただくことが有益です。**



現行の仕組みでは、CCUSのデータ取込み(CSV方式)を元請や1次企業が下位下請を代行できないので不便です。



- 令和4年度目途から、元請や1次下請企業がCSV方式を代行して行うことができるようシステム改修を予定しています。**



CSV方式が面倒だという声を聴くことがありますが、どうでしょうか。



- 実際に利用していただいている事業者の方からは、**当初の立上げの時期には戸惑いなどがあっても、慣れてしまうと便利だという声をいただいています。**ぜひご活用いただき、なじんでいただければと思います。



余った電子ポイントはどうするのか？



- 建退共制度の適正履行の観点から**事業主には、工事ごとに必要な退職金ポイント数を適切に見積り購入いただき、掛金収納書の提出及び掛金充当実績総括表等により所用の確認を行うこととしています。退職金ポイントは工事ごとに使い切られることが基本となります。**(なお、電子申請専用サイトで「工事完了登録」をすると、当該工事に紐づいている本支店事業の主勘定(自社工事)に自動的に移動します。)

【建退共との連携】令和3年度からの運用のポイント①

履行強化のための運用のポイント

※民間工事においても、発注者の関与以外の部分は同様

1. 元請は、工事ごとに証紙貼付方式か電子申請方式かを選択（下請にも同じ方式によるよう求める）
公共発注機関は、契約時に提出される書類の種類で元請の選択した方式を確認

2. 掛金充当方法

電子申請方式（現行の証紙との違い）

- 「退職金ポイント」により掛金を充当
- 退職金ポイントは元請が専用サイトで工事前に一括購入
- 下請が毎月就労状況報告を元請に電子データで提出、元請が機構に報告、機構が退職金ポイントを付与
- 就労実績報告作成ツールはCCUS就業履歴情報が活用可能

証紙貼付方式（見直し後の変更点）

- 「証紙」により掛金を充当
- 証紙は元請が工事前に一括購入
- 下請が毎月就労状況報告を元請に提出、元請が下請に証紙を交付、各共済契約者が共済手帳に証紙を貼付
- 就労実績報告作成ツールはCCUS就業履歴情報が活用可能

【建退共との連携】令和3年度からの運用のポイント②

3. 事務の運用

①工事契約段階の運用

電子申請方式(現行の証紙との違い)

- 退職金ポイント購入後に専用サイトで「掛金収納書(電子版)」発行、元請が40日以内に発注機関に提出
- 掛金収納書(電子版)に退職金ポイント購入の算定根拠を記載
⇒発注機関が算定根拠を確認
- 元請※がCCUS現場登録・カードリーダー設置状況を掛金収納書(電子版)に記載
※CCUS登録事業者の場合、CCUS運営協議会申合せの趣旨に則り、カードリーダー設置等
⇒発注機関が記載内容を確認、必要に応じて対応を促す

証紙貼付方式(見直し後の変更点)

- 証紙購入後に金融機関で「掛金収納書」発行、元請が「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を貼り付けて1か月以内に発注機関に提出
- 掛金収納書提出用台紙に証紙購入の算定根拠を記載
⇒発注機関が算定根拠を確認
- 元請※がCCUS現場登録・カードリーダー設置状況を掛金収納書提出用台紙に記載
※CCUS登録事業者の場合、CCUS運営協議会申合せの趣旨に則り、カードリーダー設置等
⇒発注機関が記載内容を確認、必要に応じて対応を促す

【参考】「建設キャリアアップシステムの利用促進に関する取組みについて」(令和2年9月8日建設キャリアアップシステム運営協議会総会申合せ)(抄)
登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置やスマートフォン、顔認証の活用、事後の直接入力など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、国・CCUS運営主体・各団体はこれを徹底するとともに、そのために必要となる取組みを推進する。

【建退共との連携】令和3年度からの運用のポイント③

3. 事務の運用（つづき）

②施工中の運用

電子申請方式（現行の証紙との違い）

- 元請がCCUS就業履歴数と就労状況報告を比較、就業履歴数が少ない場合に下請に事後補正を指導

証紙貼付方式（見直し後の変更点）

- 元請が証紙交付の都度、「工事別共済証紙受払簿」に記録
※令和3年度は元請が準備できしだい、令和4年度全面適用
- 元請がCCUS就業履歴数と就労状況報告を比較、就業履歴数が少ない場合に下請に事後補正を指導

③工事完成段階の運用

電子申請方式（現行の証紙との違い）

- 元請が掛金充当実績と事前購入金額を比較し「掛金充当実績総括表」を作成、発注機関に提示
⇒発注機関が記載内容を確認

※CCUS利用状況が低い場合、書類の追加提示を求め、特に注意して確認
就業履歴数が著しく少ない場合、元請から報告聴取

証紙貼付方式（見直し後の変更点）

- 元請が掛金充当実績と事前購入金額を比較し「掛金充当実績総括表」を作成、「工事別共済証紙受払簿」とともに発注機関に提示
⇒発注機関が記載内容を確認

※就業履歴数が著しく少ない場合、元請から報告聴取



専門工事企業の施工能力等の『見える化』評価

- 建設キャリアアップシステムに登録される情報や、技能者の能力評価制度を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
 - 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保等につなげる
- ※見える化関連の詳しい情報（申込み方法や見える化結果の公表）は、国交省HPでご覧ください https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000130.html

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等
施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等
コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等

※業種ごとに選択評価内容の追加も可能

【評価結果】 ☆～☆☆☆☆の4段階で評価

基礎情報	☆☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆☆



（見える化ロゴマーク・バナー）

【専門工事業者の声】

『技能者を直接抱えて施工ができる専門工事企業が評価される建設業につなげたい』
（機械土工業者）

『エンドユーザーに自社の施工能力を直接アピールしたい』
（工務店業者）

『会社の善し悪しが見えて、人が集まる会社として採用活動でもPRできるようになる』
（躯体業者）

『施工力があり、CCUSに登録している真面目な企業が生き残れる環境づくりになる』
（型枠業者）



【評価実施団体】

専門工事業団体
（評価基準認定団体）



専門工事業団体が評価基準を策定し、評価実施・結果を公表



国土交通省が
評価基準を認定
（評価基準認定団体）

【元請企業からの活用に向けた声】（大手・中堅ゼネコン70社へのヒアリング）

『協力会社以外に下請業者を新規開拓するために活用したい』（約40社）

『実績が希薄な地域で施工を行う際に地元業者を開拓するため』（約30社）

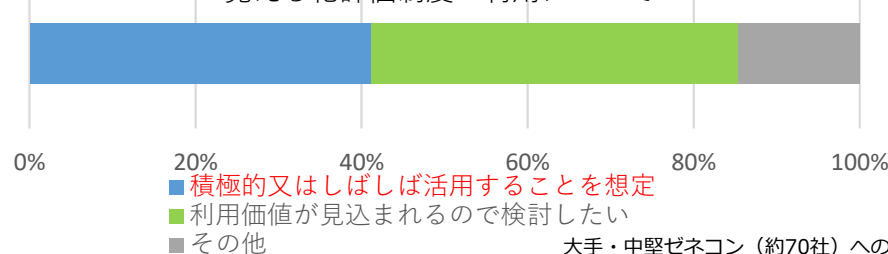
『業務拡大に伴い競争力・供給能力を拡充するために下請として活用可能な選択肢の範囲を広げたい』（約10社）

『協力会社のレベルの底上げや競争力のきっかけ、意識向上に繋げる』

『自社の評価に加え、公的側面からの評価基準として採用を検討したい』



<見える化評価制度の利用について>



大手・中堅ゼネコン（約70社）へのヒアリング

【ゼネコンとして特に関心のある評価項目の例】

- 施工能力（技能者のCCUSカード保有者数、保有資格、保有機械台数など）
- コンプライアンス（社会保険加入状況、処分歴）

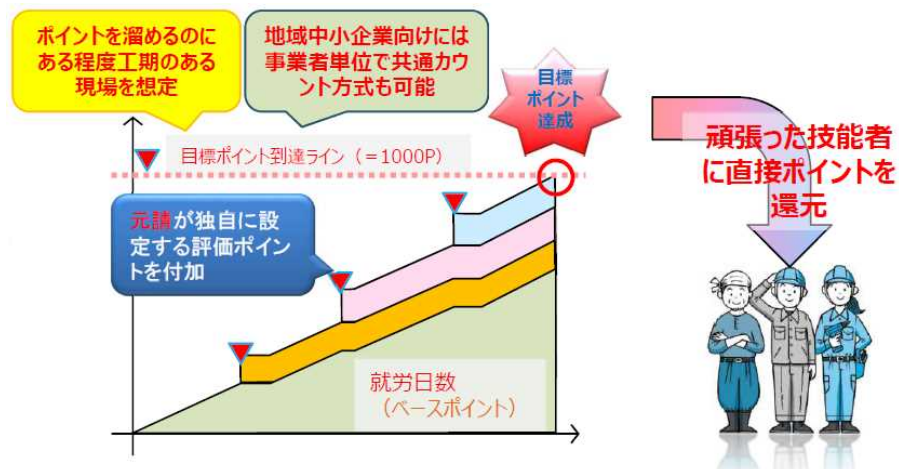
【評価実施中の団体】見える化の申請受付けを開始しています

- ①【基礎ぐい】（一社）全国基礎工事業団体連合会、（一社）日本基礎建設協会
- ②【切断穿孔】ダイヤモンド工事業協同組合
- ③【機械土工】（一社）日本機械土工協会
- ④【建築大工（工務店）】全国建設労働組合総連合、（一社）JBN・全国工務店協会、（一社）全国住宅産業地域活性化協議会
- ⑤【鉄筋】（公社）全国鉄筋工事業協会
- ⑥【とび・土工】（一社）日本建設躯体工事業団体連合会

◎ さらに10団体（左官、型枠、配管など）が基準策定を検討中

カードタッチの蓄積ポイントを電子マネーに還元

CCUSの就業履歴を、元請事業主が独自に設定するプログラムにより電子マネーに還元される仕組みを試行（奥村組が9 / 1から実証実験を開始）



建設業界の雇用マッチングサービスとの連携

（6月から連携開始）

CCUS登録技能者はマッチングの上位に表示。
CCUS加入者バッジ表示により健全な事業者であることをアピール可能に。



小規模現場における顔認証での履歴蓄積

（10月から本格供用開始）

小規模な現場をはじめ、携帯電話の発信や顔認証により、カードリーダーがなくても就業履歴を蓄積（10月から本格供用開始）



ハローワーク等との連携（CCUSユーザーの応募勧奨）

（7月から実施）

全国ハローワークや公共職業能力開発施設で、建設業への入転職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業への応募勧奨を実施

※技能者の求人を行うCCUS登録済の建設事業主（求人者）に対し、求人票作成を支援

従業員を採用したい建設事業者の皆さま

建設キャリアアップシステム
Construction Career Up System
の登録はお済みですか？

建設現場で働く若手が求めることトップ3

- 第1位 週休2日制の推進
- 第2位 仕事が年間を通じてあること
- 第3位 能力や資格を反映した賃金

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、

- ✓ 職人の適正な評価と給与の引上げ
- ✓ 職人を育てる企業が評価され、受注機会が確保される環境整備

を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。

2023年度から「あらゆる工事でCCUSを完全実施」を目指しています。

建設業界への就職を希望される皆さま

建設業界が変わる！

新3K に向け、官民一体で取り組んでいます！

新3Kとは・・・

給与(K) 賃金改善を推進（10月1日より建設業労務協会の決定により）
・収入は給与は約18%UP（10月1日より）
・給与改善は、賃金改善と労働時間短縮により実現

休暇(K) 週休2日を確保
・土日祝日のほか、週休2日を確保
・働き方改革により、労働時間を短縮

希望(K) 「建設キャリアアップシステム（CCUS）」で技能者
・技能者登録レベルに応じた4色のカードを交付
・カードの色に応じた賃金支払の実現を目指します

詳しくは裏面へ

令和3年8月18日
建設通信新聞 (1)

CCUS普及へ実証実験

元請独自のポイント付与スキーム



電子マネー還元で促進

カードタッチでポイント蓄積
元請ごとの現場活動でも加算

などを還元するイメージだ。9月からの初年度実験ではポイントを集めるのに十分な工期的な現場を選定しているが、将来的には比較的工期の短い工事を発注する地域中小企業への関心を高め、事業者単位で共通カウント方式も可能とする。

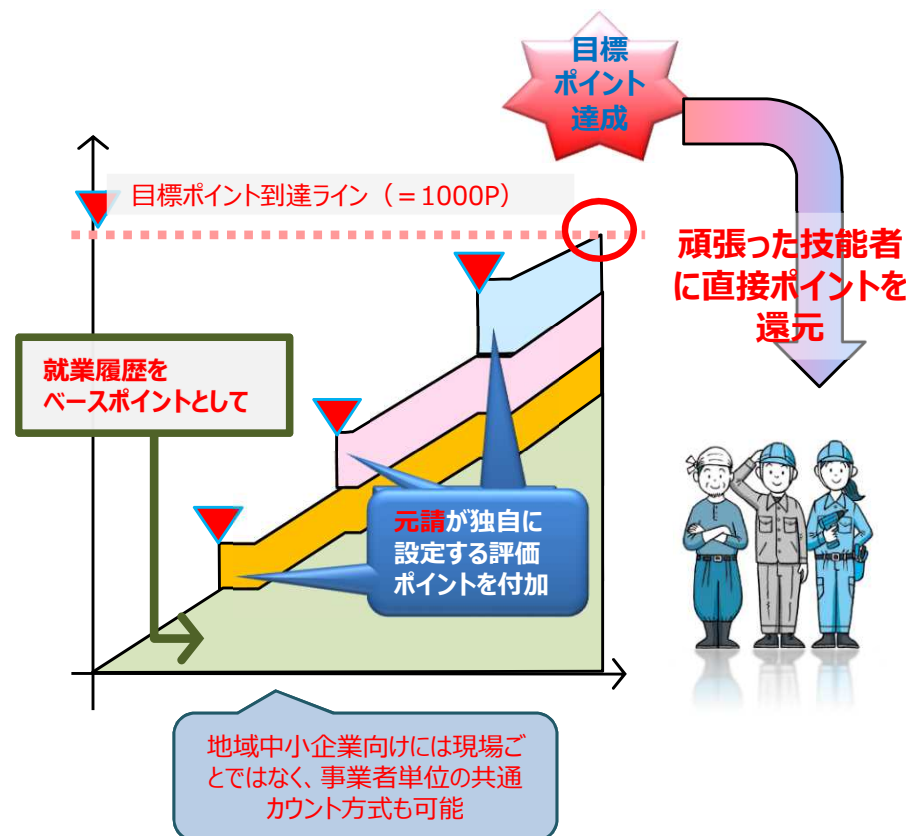
CCUSは登録技能者が60万人を突破するなど一定の普及率を誇る。CCUSによる技能者の処遇改善はカードタッチがすべてではないが、技能者にはその意義が直接的に感じられるという声が上がっており、試行するポイント制度を通じて技能者にカードタッチを習慣付けてもらうのが狙いだ。また、元請にとっては安全や生産性向上の取り組みへの積極的な参加を促すことができれば、というメリットがある。

建設業振興基金は、建設キャリアアップシステム(CCUS)の技能者への普及促進に向け、新たな実証実験を始める。CCUSで就業履歴を蓄積(カードタッチ)する技能者のモチベーションが直接的に上がるよう、それぞれの元請事業者が独自に設定するポイントプログラムに応じて、電子マネーが還元される仕組みを試行する。実証実験の第1号は9月1日から奥村組の神奈川県の工務事務所を開始する。

実証実験では、CCUSのネー(QUOカードpay)カードタッチや元請事業者が設定する安全衛生活動や生産合理化活動などの対象活動に参加した技能者にポイントが付与する。各技能者がためたポイントは目標値に達すると1000円相当の電子マネーに交換できる。

例えば、カードタッチ1日1回(10分)で、安全衛生講習会への参加30分、合理化提案で50分などを加算していくと、累計1000ポイントに達する。1000円相当の電子マネー

振興基金



- CCUS登録技能者の能力評価判定（カード発行）手続について、能力評価制度推進協議会のもと、能力評価実施団体による能力評価（技能レベル判定）を実施しています。
- 能力評価の対象職種及び能力評価の申請については、国交省HPを確認の上、各能力評価実施団体HPの手続きに沿って申し込みください。 ※国交省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

建設技能者の手続き概要

① 料金振込み

（能力評価制度推進協議会あて口座に振込み）

② 能力評価の申請

（各能力評価実施団体に対して、直接申請）

（郵送、メール及びWEB）

必要な申請書類

- ①（建設技能者の）CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
- ③ 振込証明書（※振込時の領収書を添付）
- ④ 経歴証明書 注

申請書類様式は、各能力評価実施団体HPよりダウンロードできます

（注）④はCCUS利用開始前の経験の評価を求める場合に必要となります

③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施

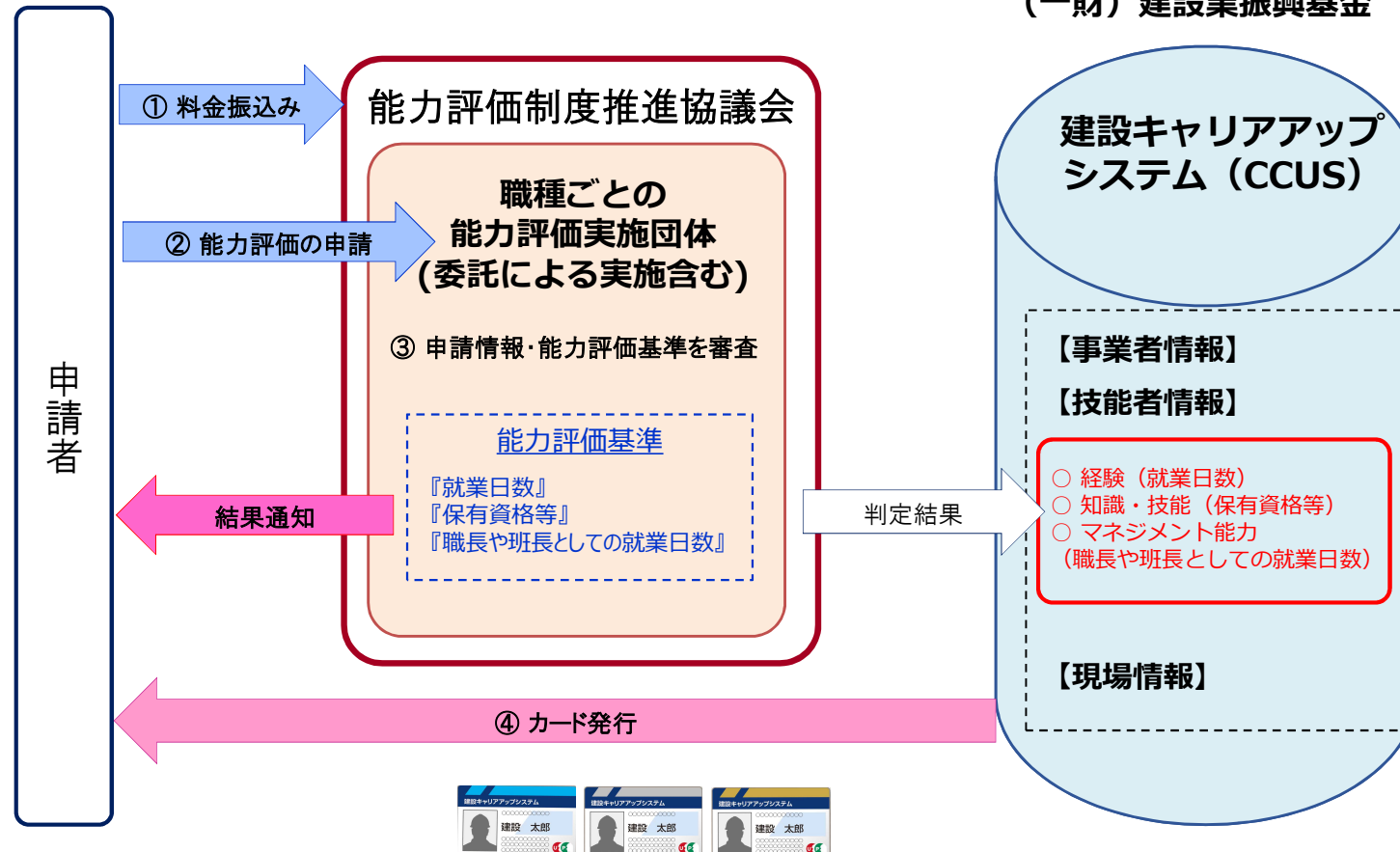
④（能力評価を反映した）カードの発行

※ 別途、「能力評価（レベル判定）結果通知書」も申請者に送付されます

※申請者あてに発効後のカードが到着するまで、おおむね1か月～2か月程度の見込みとなります。

能力評価の実施フロー

（一財）建設業振興基金



注）『能力評価制度推進協議会』は、能力評価実施機関35職種49団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会。
（事務局：国土交通省及び（一社）建設業専門工事業団体連合会）

(参考)ハローワーク等と連携したCCUSの活用

○ 厚生労働省と連携し、全国のハローワークや公共職業能力開発施設において以下の取組を実施（R3.7.30～）

- ① 建設業への入転職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業への応募勧奨
- ② 技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主（求人者）に対し、求人票の作成支援

【求職者にとってのメリット】

- ・ CCUS登録企業であることで、技能者の適正な評価や魅力ある労働環境づくりに取り組む企業と判断するのに役立ち、企業選択に活用できる。

⇒ 長期にわたって働き続けられる企業を選択しやすくなる

【専門工事業等、求人者にとってのメリット】

- ・ ハローワークにおいて求職者への応募勧奨を受けることが可能となることに加え、求人票の「求人に関する特記事項」欄にCCUSに係る取組を記載することが可能。

（記載例）

建設キャリアアップシステム登録事業者です。

施工能力等の見える化評価制度で「☆4つ」取得しています。

⇒ 求職者に対する発信力を高めることで、担い手を確保することができる

【建設事業主向けリーフレット】

従業員を採用したい建設事業者の皆さま

建設キャリアアップシステム
Construction Career Up System

の登録はお済みですか？

建設現場で働く若手が求めることトップ3

- 第1位 週休2日制の推進
- 第2位 仕事が年間を通じてあること
- 第3位 能力や資格を反映した賃金

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、

- ✓ 職人の適正な評価と給与の引上げ
- ✓ 職人を育てる企業が評価され、受注機会が確保される環境整備

を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。

2023年度から「あらゆる工事でCCUSを完全実施」を目指しています。詳しくは裏面へ

【求職者向けリーフレット】

建設業界への就職を希望される皆さま

建設業界が変わる！

新3Kに向け、官民一体で取り組んでいます！

新3Kとは・・・

給与(K)

- ・ 賃金改善を推進（建設業労働力調査より10%UP）
- ・ 雇人の給与は約18%UP

が良い

休暇(K)

- ・ 土日祝日などにより、週休2日を確保し
- ・ 働き方改革により、労働時間を短縮

が取れる

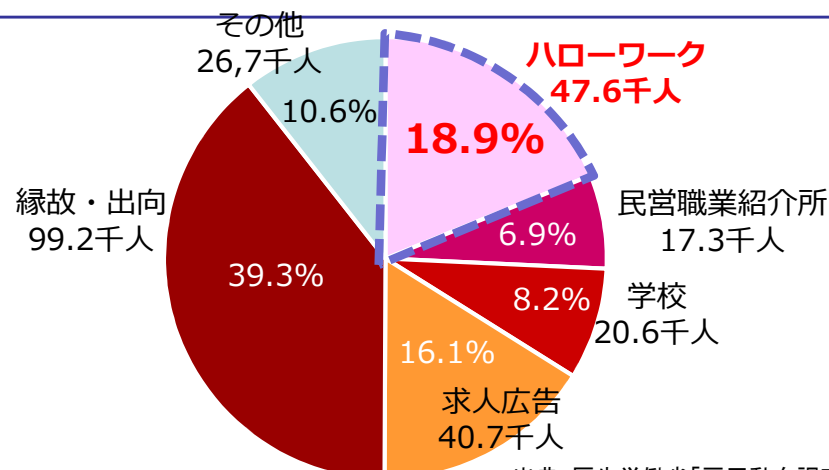
希望(K)

- ・ 「建設キャリアアップシステム(CCUS)」で技能と経験を証明
- ・ 技能と経験のレベルに応じた4色のカードを交付
- ・ カードの色に応じた賃金支払の実現を目指します

が持てる

詳しくは裏面へ

○建設業の入職経路におけるハローワークの状況



出典：厚生労働省「雇用動向調査」（令和元年度）

建設事業主等に対する助成金（建設キャリアアップシステム（CCUS）関連）

- ① CCUS登録者に技能実習を受講させた事業主に対して**賃金助成の単価を割増し助成**
- ② CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対して**カードリーダーの購入等に係る経費を助成**
- ③ CCUSのレベル4に該当する者の給与または役職手当等を増額改定した事業主に対して**処遇向上額に応じた定額**を助成

①人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)	②人材確保等支援助成金 (若年者及び女性に魅力ある 職場づくり事業コース)	③人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース)
1. 目的 建設労働者のCCUS登録の促進 2. 助成対象者 中小建設事業主 3. 対象となる技能実習 ○安衛法による教習及び技能講習、特別教育 ○能開法による技能検定試験のための事前講習 ○建設業則による登録基幹技能者講習 ○教育訓練給付金の対象となる技術検定に関する講習 等 4. 賃金助成額単価 ○労働者数20人以下の中小建設事業主 【通常】8,550円/人日 ↓ 【CCUS登録者】9,405円/人日（1.1倍） ○労働者数21人以上の中小建設事業主 【通常】7,600円/人日 ↓ 【CCUS登録者】8,306円/人日（1.1倍） ※ 令和元年度創設 ※ 令和2年度単価改訂	1. 目的 CCUSを活用した建設労働者の評価・処遇改善の普及 2. 助成対象者 建設事業主団体 3. 対象となる事業 入職・職場定着事業のうち「評価・処遇制度の普及等に関する事業」 (具体例) ○建設キャリアアップシステム及びそれに関連する事業の普及促進に必要な各種取組 ○完全週休二日制度等労働時間の削減に資する制度の普及 4. カードリーダー購入に係る経費の助成要件 上記3の事業を実施するに当たり、建設現場での就業履歴（入退場時刻）を記録するため、現場に設置するカードリーダーを購入あるいは専用アプリを利用した場合 ※ただし、構成員に無償で貸与する場合かつ1台当たり5万円未満のものに限る。 5. 助成率 【中小建設事業主団体】支給対象経費の2/3 【建設事業主団体】支給対象経費の1/2 ※ 令和元年度創設	1. 目的 建設労働者の処遇改善 2. 助成対象者 中小建設事業主 3. 対象となる措置 中小建設事業主が雇用するCCUSのレベル4に該当する者の給与または役職手当等を増額改定し、該当するすべての者に適用後の給与等を実際に支払うこと ※毎年処遇向上を実施する場合は、3か年を限度として助成 4. 支給額 【年10万円以上の処遇向上】 66,500円/人年 【年5万円以上の処遇向上】 33,200円/人年 ※ 令和2年度拡充

※建設事業主団体
構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体

※中小建設事業主団体
建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が2/3以上の団体

建設事業主等に対する助成金の概要

R4 要求額 7,074,431千円
(R3 予算額 6,089,259千円)

トライアル雇用助成金

◆ 若年・女性建設労働者トライアルコース

○職業経験の不足などから就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を対象として、試行雇用を行った場合に支給されるトライアル雇用助成金（一般・障害者トライアルコース等）に上乗せ助成

【助成額】 ① 一般トライアルコース及び障害者トライアルコース
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
② コロナによる離職者を試行雇用する事業主への助成（※）
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
→ 対象者一人あたり2.5万円/月（最大3ヶ月）（週20～30時間未満の場合）
※令和2年1月24日以降に離職した者であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者

人材開発支援助成金

◆ 建設労働者認定訓練コース

○能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

【助成率・額】 ①経費助成 補助対象経費の 16.7%
②賃金助成 3,800円/人日
③生産性向上助成 ②の場合 1,000円/人日

◆ 建設労働者技能実習コース

○若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

【対象となる技能実習】
○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術検定に関する講習（「通学制」、「eラーニング方式も含む通信制」）など

【助成率・額】

1 中小建設事業主（※支給対象：男性・女性労働者）

（1）労働者数20人以下

①経費助成 75%
②賃金助成 8,550円/人日 < 9,405円/人日 >
③生産性向上助成 ①の場合 15%、②の場合 2,000円/人日

（2）労働者数21人以上

①経費助成 35歳未満 70% 35歳以上 45%
②賃金助成 7,600円/人日 < 8,360円/人日 >
③生産性向上助成 ①の場合 35歳未満 15% 35歳以上 15%
②の場合 1,750円/人日

2 中小以外の建設事業主（※支給対象：女性労働者）

①経費助成 60%
②生産性向上助成 ①の場合 15% など

人材確保等支援助成金

◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

○魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成

【対象となる取組例】
現場見学会、体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を伝える取組 など

【助成率】 経費助成 中小建設事業主 60%
中小建設事業主以外 45% など

◆ 建設キャリアアップシステム等普及促進コース（仮）【新規】

○建設キャリアアップシステム（CCUS）等の普及促進を図ることを目的とし、建設事業主団体が普及促進に向けた事業（最長1年間の計画的な事業）を実施した場合に助成

【対象となる事業】
○構成員に対し、CCUSの技能者登録料等の全部又は一部の補助
○CCUS登録等に係る代行申請手続
○就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等

【助成率】 経費助成 中小建設事業主団体 66.7%
中小建設事業主団体以外 50% など

◆ 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）

○作業員宿舍等の確保（被災三県のみ）や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室を整備した場合に助成

【助成率】 経費助成 60% など

※ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））を廃止。

※ 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース、建設技能者技能実習コース）については、令和元年度から生産性要件の適用を成果主義へ変更（生産性向上助成：3年後に支給）。

※ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の賃金助成＜括弧内は、建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合（令和4年度まで延長）＞。

※ 人材確保等支援助成金の【助成額】【助成率】は、生産性要件を満たさなかった場合の金額・率。生産性要件を達成した場合は、上乗せして支給。

開催概要

日時：令和3年9月29日 13:00～14:20

出席団体：日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会

開催趣旨：建設業の働き方改革等の推進、公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の適正な賃金水準の確保、建設キャリアアップシステムの更なる利用促進等について意見交換

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の公共工事の円滑な施工に万全を期すとともに、施工余力が十分あること、前回申し合わせた「概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す」という旗印のもと、引き続き官民一体となって取り組んでいくことを再確認。
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の更なる利用促進に官民で取り組むとともに、経営事項審査でのCCUS活用の加点評価、民間発注者を含めたCCUS推進体制の構築など、新たな取組を検討していくことを赤羽大臣より表明。
- 地域の「守り手」である建設業の担い手確保のために、ダンピング対策の徹底や、女性・若者が活躍できる魅力的な産業に変革する必要性等について議論。



◎ 標準見積書を活用した労務費及び法定福利費の見積り尊重（要請）

- ・10月めどに、標準見積書の活用による労務費・法定福利費の内訳明示と見積りの尊重について元請・下請団体に要請
- ・その実効性を確保するため、地方公共団体に対し、請負代金内訳書の法定福利費の内訳額の確認等を要請

（※CCUSの能力評価の普及を見据え、技能者の地位や能力に応じた労務費の見積りについても推進）

◎ 元請団体におけるカードリーダー設置等の推進

- ・特に、外国人については就労管理の観点からCCUS登録が義務づけられていることから、現場でのCCUS活用の確実な実施について周知・徹底

◎ 経営事項審査でのCCUS活用の加点評価

◎ CCUS活用をはじめ人材育成に取り組む企業の顕彰制度の創設（人材協）

（※「建設人材育成優良企業表彰」（仮称））

◎ 民間発注者を含めた官民のCCUS推進体制の構築

（※社会保険等推進協議会を発展的に改組し、『建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会』（仮称）において、CCUSを中心として、労務費・法定福利費・建退共等を一体的に推進）

※10月中めどに、国土交通省HPで『国交省CCUS関連ポータルサイト』を設け、一元的な情報発信を開始
（能力評価・見える化・利用メリットや先進事例・建退共・公共工事でのインセンティブ導入状況・利用者の声など）（基金HPと相互リンク）

標準見積書の活用による労務費・法定福利費の確保

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・発注者に対して取組を要請（10月に要請予定）。また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や能力に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

下請への要請

- 労務費や法定福利費の内訳明示等
- CCUSの普及を見据え、能力や地位の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や能力を踏まえ具体的に示すことが望ましい

【技能者の地位や能力を踏まえた内訳の例】

（100㎡あたり）

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	○人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	○人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

公共発注者の確認による履行強化

（地方公共団体に対して要請）

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
 - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に確認
- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、元請に対して算定根拠の確認を指示
 - 少なくとも1／2以上であること
 - 下請から法定福利費の見積書の提出があることを確認

等

元請への要請

- 法定福利費及び労務費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や能力に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

民間発注者への要請

- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎ 法定福利費が着実に確保されるよう見積・契約等の際に配慮すること

「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会(仮称)」について

○建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「**建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会(仮称)**」を設置。

※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

構成団体等(合計103団体)

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

建設業団体(80団体)

(一財) 中小建設業住宅センター
(一社) 建設産業専門団体連合会 ○
(一社) 建築開口部協会
(一社) 住宅生産団体連合会
(一社) 消防施設工事協会
(一社) 情報通信エンジニアリング協会
(一社) 全国基礎工事業団体連合会
(一社) 全国クレーン建設業協会
(一社) 全国建行協
(一社) 全国建設業協会 ○
(一社) 全国建設産業団体連合会
(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
(一社) 全国建設室内工事業協会
(一社) 全国タイル業協会
(一社) 全国ダクト工業団体連合会
(一社) 全国中小建設業協会
(一社) 全国鐵構工業協会
(一社) 全国道路標識・標示業協会
(一社) 全国特定法面保護協会
(一社) 全国防水工事業協会
(一社) 全日本瓦工事業連盟
(一社) 鉄骨建設業協会
(一社) 日本アンカー協会
(一社) 日本ウエルポイント協会
(一社) 日本ウレタン断熱協会
(一社) 日本運動施設建設業協会
(一社) 日本海上起重技術協会
(一社) 日本型枠工事業協会
(一社) 日本機械土工協会
(一社) 日本基礎建設協会
(一社) 日本橋梁建設協会
(一社) 日本金属屋根協会
(一社) 日本空調衛生工事業協会
(一社) 日本グラウト協会
(一社) 日本計装工業会
(一社) 日本建設業経営協会
(一社) 日本建設業連合会 ○
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
(一社) 日本建設組合連合
(一社) 日本建築板金協会
(一社) 日本在来工法住宅協会
(一社) 日本左官業組合連合会
(一社) 日本サッシ協会
(一社) 日本シャッター・ドア協会
(一社) 日本潜水協会
(一社) 日本造園組合連合会
(一社) 日本造園建設業協会
(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
(一社) 日本電設工業協会
(一社) 日本道路建設業協会
(一社) 日本塗装工業会
(一社) 日本鳶工業連合会
(一社) 日本トンネル専門工事業協会
(一社) 日本内燃力発電設備協会
(一社) 日本配管工事業団体連合会
(一社) 日本保温保冷工業協会
(一社) 日本屋外広告業団体連合会
(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
(一社) ビルディング・オートメーション協会
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
(一社) フローリング協会
(一社) マンション計画修繕施工協会

(公財) 建設業適正取引推進機構
(公社) 全国解体工事業団体連合会
(公社) 全国鉄筋工事業協会
(公社) 日本エクステリア建設業協会
全国圧接業協同組合連合会
全国板硝子工事協同組合連合会
全国管工事業協同組合連合会
全国建設業協同組合連合会
全国建設労働組合総連合 ○
全国建具組合連合会
全国ポンプ・圧送船協会
全国マスチック事業協同組合連合会
全日本板金工業組合連合会
ダイヤモンド工事業協同組合
日本外壁仕上業協同組合連合会
日本建設インテリア事業協同組合連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体(7団体)

(一財) 建設業振興基金
建設業労働災害防止協会
(公財) 建設業福祉共済団
全国社会保険労務士会連合会
独立行政法人勤労者退職金共済機構
日本行政書士会連合会
日本建設産業職員労働組合協議会

国土交通省

大臣官房会計課
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部計画課
不動産・建設経済局建設業課
不動産・建設経済局建設市場整備課(事務局)

発注者団体(16団体)

(一社) 全国住宅産業協会
(一社) 日本ガス協会
(一社) 日本経済団体連合会
(一社) 日本建築士事務所協会連合会
(一社) 日本自動車工業会
(一社) 日本電機工業会
(一社) 日本民営鉄道協会
(一社) 不動産協会
(一社) 不動産流通経営協会
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(公社) 全日本不動産協会
(公社) 日本建築家協会
(公社) 日本建築士会連合会
(公社) 日本建築積算協会
電気事業連合会
日本商工会議所

オブザーバー(地方関係団体)

全国市長会
全国知事会
全国町村会

行政関係機関

厚生労働省
労働基準局労働保険徴収課
職業安定局雇用保険課
職業安定局建設・港湾対策室
雇用環境・均等局勤労者生活課
保険局保険課全国健康保険協会管理室
年金局事業管理課
日本年金機構 厚生年金保険部

◎: 会長 ○: 副会長(4)